

(別表)

令和3年6月24日一部改正

一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会 年会費  
施設・事業形態別、定員規模別金額表

正会員

知的障害者福祉部会所属

障害児施設		金額(円)
A 障害児入所支援	29人以下	76,000
	30人	81,000
	31~49	106,000
B 障害児通所支援	50~74	114,000
	75~99	119,000
	100~149	124,000

知的障害者福祉部会所属

茨城県グループホーム等連絡協議会	20,000
------------------	--------

知的障害者福祉部会所属(障害児施設除く)・身体障害者福祉部会所属

障害者総合支援法に定める障害福祉サービス		金額(円)
① C 日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、事業所全体の定員)	10人以下	35,000
	11~19	70,000
	20~59	82,000
	60~149人	92,000
	150人以上	120,000
D 施設入所支援 (障害者支援施設にあつては、CとDの合計額)	29人以下	12,000
	30~49	17,000
	50~74	32,000
	75~99	42,000
	100~149	60,000
	150人以上	90,000
② E 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業)		25,000
F 共同生活援助	14人以下	20,000
	15~30	25,000
	31人以上	50,000
G 相談支援事業		12,000
H 地域活動支援センター	14人以下	25,000
	15人以上	30,000
	20人以上	35,000
I 福祉ホーム		25,000
J 就業・生活支援センター		12,000

在宅障害者福祉部会所属

全施設一律	金額(円)
	20,000

医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児、旧重症心身障害児施設)

医療型障害児入所施設	定員	金額(円)
	30人以下	49,000
	31人以上	74,000

準会員 10,000円

名誉会員 入会金及び会費なし

入会金 正会員10,000円(会費規程第2条により、当分の間は徴収しない。)

(備考) ※ ・障害者総合支援法に定める障害福祉サービスは、①C・D、②E~Jの何れかで、主たる事業の会費を納入する。  
(障害者支援施設にあつては、①CとDの合計額)

・会費納入にあつての会費年額は、当該年度の4月1日を基準日とする。

・年度途中に加入した場合、その施設の会費(年額)を12(カ月)で除した額に、加入した月から当該年度3月までの月数を乗じた額にする。(金額に100円未満の端数を生じた場合には、切り捨てにする)

・新規加入施設は、原則として、主たる対象者により知的障害者福祉部会又は身体障害者福祉部会の何れかに所属する。

・在宅障害者福祉部会所属施設は旧茨城県在宅障害者福祉施設協議会会員施設とする。